

1 趣旨

国家公務員法に定める国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる一部改正法案が、本年の通常国会に提出される見込みであるところ、一括して警察法の一部改正も行うもの。

2 国家公務員法等改正案の主な概要

(1) 定年を段階的に60歳から65歳に引上げ

定年を、令和4年4月1日から「2年に1歳ずつ」のペースで引き上げる。
(令和12年4月1日に65歳とする。)

(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

60歳に達した管理監督職の職員を非管理監督職等に異動させる制度を新設する。

(3) 給与及び退職手当に関する措置

- 60歳に達した職員の俸給月額を60歳前の7割水準に調整する。
- 60歳以後に退職した者の退職手当を、定年退職と同様に算定する

(4) 情報提供・意思確認制度の導入

60歳に達する職員に対し、その前年度に、60歳以後の制度に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認する制度を新設する。

3 警察法改正案の主な概要

国家公務員である特定地方警務官（都道府県警察で採用され、警視正以上の階級に昇任した警察官）の特殊性に鑑み、60歳に達した特定地方警務官について、警視総監又は道府県警察本部長が、上記2(4)の情報提供・意思確認を行った上で、国家公安委員会の同意を得て、都道府県警察における警視以下の階級にある警察官に任命するものとする。

4 施行期日

令和4年4月1日

5 地方公務員法の改正の動向

総務省においても、上記の国家公務員に準ずる形で地方公務員の定年を引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正法案を提出予定。

公安委員会 説明資料No. 2	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」等について	令和2年3月5日 交 通 局
--------------------	--	-------------------

1 趣旨

東京2020大会の大会関係車両を対象とする専用通行帯又は優先通行帯であることを表示する道路標識等を新設するため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）の改正等を行うもの。

2 内容

(1) 標識標示令の改正

ア 「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識

- ・規制標示の新設

イ 「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識

- ・規制標示の新設

ウ 「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の「横断禁止」の文字に代えて「わたるな」の文字を用いることができることとする規定の整備

(2) 標章の様式を定める告示の制定

大会関係車両である旨を示す標章の様式を定める。



3 意見公募手続の実施結果

令和2年1月20日（月）から同年2月18日（火）まで、2(1)について意見公募手続を実施した結果、55件の意見が寄せられたが、原案を維持することとしたい。

4 今後の予定

2(1)ア及びイ並びに(2)の施行日 令和2年7月1日

2(1)ウの施行日 公布の日

新設する規制標識等を用いることができる期間 令和2年9月30日まで

5 その他

2(1)ウに伴い、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）について、所要の規定を整備予定

1 サイバー攻撃の情勢等

国内外で様々なサイバー攻撃が発生しており、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生等が懸念。

(1) サイバー空間における探索行為等

- インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり4,192.0件と増加傾向。
- リモートデスクトップサービスを標的としたアクセスの急増を断続的に観測。

(2) 標的型メール攻撃

- 警察と先端技術を有する事業者等との情報共有の枠組みを通じて標的型メール攻撃を把握し、事業者等に対して分析した情報を提供。
- 把握した標的型メール攻撃5,301件のうち、送信元メールアドレスが偽装されていると考えられるものが全体の92%と引き続き高い割合。

(3) 主な取組

先端技術を有する事業者等との情報共有のほか、サイバー攻撃事案で使用されたC2サーバの機能停止を実施。

2 サイバー犯罪の情勢等

従来から発生している犯罪に加え、新たな手口の犯罪が発生。

(1) サイバー犯罪の検挙状況

検挙件数は9,519件と過去最多。

ア 不正アクセス禁止法違反

- 検挙件数は816件と、前年と比べて増加。
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、発生件数1,872件、被害額約25億2,100万円で、いずれも前年と比べて増加。

イ 不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪

- 検挙件数は436件と、前年と比べて増加。

(2) 主な取組

インターネットバンキングに係る不正送金被害が急増したため、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）、全国銀行協会と連携して注意喚起を実施。

3 今後の取組

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進
- 高度な実践型演習、検定及び学校教養を連携させた人材育成の推進
- JC3等と連携した被害防止対策等の推進

公安委員会 説明資料No. 4	令和元年におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対応状況について	令和2年3月5日 生活安全局 刑
--------------------	--	------------------------

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、平成24年以降高水準で推移してきたが、30年から減少し、令和元年も2万912件（前年比－644件）と減少。
- 被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約16%。
- ストーカー規制法に基づく警告は、平成24年以降増加していたが、29年から減少し、令和元年も2,052件（前年比－399件）と減少。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、29年から急増、令和元年も1,375件（前年比＋218件）と増加し、法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、平成24年以降増加していたが、30年から減少し、令和元年も864件（前年比－6件）と減少。一方、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、24年以降高水準で推移していたが、29年から減少し、令和元年も1,491件（前年比－103件）と減少。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、継続して増加し、令和元年は8万2,207件（前年比＋4,725件）とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、令和元年は71件で前年と同数。一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和元年は9,090件（前年比＋73件）であり、継続して増加。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、平成29年以降継続して増加し、令和元年は1,479件（前年比＋132件）と増加。
- 相談等の内容では、「画像を公表すると脅された」が令和元年は584件（前年比＋86件）と増加。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、法施行後横ばいで推移していたが、平成30年から減少し、令和元年も34件（前年比－2件）と減少。一方、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は227件（前年比＋10件）と増加。

4 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織的な対応の推進
- 関係機関等と連携した相談受理体制及び一時避難等の支援並びに加害者への取組の推進

公安委員会	令和元年における犯罪収益移転防止法の	令和2年3月5日
説明資料No. 5	施行状況等について	刑事局

1 疑わしい取引の届出

特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は、44万492件（前年比＋2万3,027件）

※ 活用状況等

- ・ 捜査機関等への提供件数は、46万7,762件（前年比＋7,017件）
- ・ 都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は、30万7,786件（前年比－6,510件）
- ・ 都道府県警察において疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、1,123件（前年比－1件）
- ・ 抹消件数は5万2,849件、保管件数は475万9,089件

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、計537件（前年比＋26件）

3 報告徴収・意見陳述等の実施状況

特定事業者に対する報告徴収7件（前年比－6件）、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述8件（前年比－3件）を実施

※ 意見陳述を受けた総務大臣が、電話転送サービス事業者に対して、初の是正命令を実施

4 外国FIUとの情報交換

外国FIUとの間で積極的に情報交換を実施、新たに3か国と情報交換枠組みを設定（令和元年末現在、合計107の国・地域との間で設定）

5 犯罪収益移転防止に関する年次報告書等の作成・公表

- (1) 上記の施行状況等について国民の理解を深めるため、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」及び同概要版を作成・公表
- (2) 特定事業者による疑わしい取引の届出等に資するため、「犯罪収益移転危険度調査書（令和元年12月公表）」の概要版を作成・公表

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年3月5日 警 備 局</p>
<p>1 感染者数【3月4日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～317人（死亡6人） (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～706人（死亡6人） (3) 世界における感染状況～93,067人（死亡3,198人）</p> <p>2 政府の対応等</p> <p>1月28日 感染症法の指定感染症とする政令を閣議決定（2月1日施行） 1月29日 チャーター機による帰国第1便到着（第5便（2月17日到着）まで 運航） 1月30日 政府対策本部を設置 1月31日 WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC） を宣言 2月13日 感染者多数の中国の地域滞在外国人等の入国拒否の運用開始 検疫法の隔離・停留を可能とする政令を閣議決定（2月14日施行） 2月17日 米国政府チャーター機によりダ号に乗船していた米国人等が出国 （各国がチャーター機等を運航） 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定 2月26日 今後2週間の大規模イベント中止等を要請 2月27日 韓国大邱等滞在外国人の入国拒否の運用開始 総理が全国の学校の休業を要請・法案の整備を指示 2月29日 総理会見で休業補償のための助成金制度の創設を表明 3月1日 ダ号の船長らが下船し税務大学校へ（全員の下船完了）</p> <p>3 警察の対応</p> <p>○ 警察庁において、1月30日、次長を長とする対策本部に格上げ ○ チャーター機による武漢在留邦人帰国時における空港、医療機関等での警戒活動実施 ○ 帰国者（103人）の警察大学校への受入れ（1月30日～2月1日） ○ ダ号乗船者の出国オペレーション時（9カ国に対して実施）及びダ号の感染者の病院搬送時の車両先導等 ○ 政府の対応を踏まえつつ、各都道府県警察に対し、感染予防対策等について指示</p>		